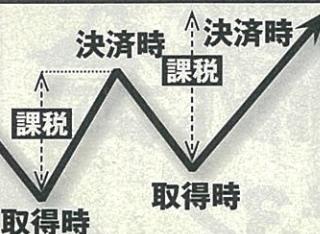


決済時点での商品価額と
取得価額との差額に課税



仮想通貨の普及は今後利便性を増す
プロトコルチェーン技術により、
仮想通貨の普及は今後利便性を増す

仮想通貨生活があまり ラクではない理由とは

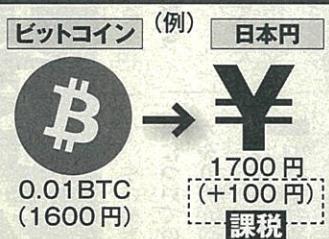
すと思われるが、税制上はそうでもない。仮想通貨にまつわる税制について、税理士の石田昇吾氏は次のように話す。

「まず、おさらいしますと昨年末、国税庁から仮想通貨の利益は難所得と発表されました。累進制で例えば利益が4000万円以上の場合は最高45%、加えて住民税があるの合計では最高55%。サラリーマンなら給与所得との合計で695万円超900万円以下だと23%プラス住民税です」

法定化したり、海外移住すれば節税できるという噂が一時広まつたが……。

「途中から法人を設立しても、個人所有の仮想通貨を法人に売ったことになるため課税は免れません。海外移住しても、国内非居住者と認められるのに180日以上の滞

仮想通貨を換金した場合、 取得価額との差額に課税



在が必要ですし、日数を満たして必ず認められるとは限りません。このほかにも、日常でビットコイン決済などを用いた場合も、所得に相当する分が課税対象となる。

「値上がりした差益分を換金したり、それを使って商品を購入するとの金額に応じて課税されます」例えば200円で取得し、決済時に300円となつた場合、その差益100円が所得とみなされる。

税局も来年以降に調査チームを立ち上げると思うので、面倒だからといって未申告のままだと追徴課税になる可能性もあります」

現時点ではいかに儲かっても使つたり利確せず、面倒でも細かく申告するのが最善のようだ。しかし、1月中旬のように大暴落することが多い。仮想通貨の実需と税率が安定するまではまだまだ時間がかかりそうだ。

今後、仮想通貨をめぐる税制はどうなっていくのか? 「FXは発足から10年かけて現在の2割の税率に統一されましたが、仮想通貨は海外の取引所や分散型取引所もあるので一律源泉という



税理士
石田昇吾氏

クライサー税理士法人、石田税務会計事務所所長。仮想通貨の税務に強く、報酬は仮想通貨での支払いも受け付けている。監修書籍に、「開業医の相続対策」(経営者新書)

仮想通貨決済をお得に使えるサイト

Coincheck でんき



<https://coincheck.com/ja/denki>

ビットコインによる電気料金をおトクにお支払い
Coincheckの電力決済サービス

各種ギフト券を仮想通貨で売買できるサイト。
オークション形式だが競合はおらず、どれも6.6~13%程度割安で購入できる。モナコインはZaif経由だと送金手数料が0.001モナ(約0.82円)と驚異的お得。まれに偽の出品もあるため注意



<https://amaten.com/>

Purse



<https://purse.io/shop>

ビットコインを早く欲しい人と、アマゾンの商品を安く買いたい人をマッチングするサイト。「ほしい物リスト」に割引率10~35%の範囲で設定して登録し、その商品を代理購入した人は、割引率分を差し引かれたビットコインを受け取れるしくみ

原価スーパー (Touch mall 内)



https://touch-mall.com/about_discount/

通販サイト「Touch mall」の中に設置。商品を原価で購入でき、お米2kgが約900円、ワイシャツ500円、タイムセールでは1円商品も。月額300円に送金手数料や送料がかかるが、大量購入やビットコインの価格差をうまく利用すればお得

Monappy



<https://monappy.jp/>

モナコインのポータル&ウォレットサイト。サイト内でモナコインの受け渡しをしたり、作品をアップして投げ銭をもらう、payment機能で商品を出品するなどが可能。直接的な利益はないが、モナコインユーザーは使い倒して損はない